

令和4年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会会議録

令和4年5月24日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時02分

◎出席議員（12名）

1番	川上 要一	2番	渋井 由放
3番	高野 泉	4番	荒井 浩二
5番	中山 五男	6番	川俣 義雅
7番	興野 一美	8番	益子 純恵
9番	大金 清	10番	平塚 英教
11番	沼田 邦彦	12番	鈴木 繁

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

組合長	川俣 純子
副組合長	福島 泰夫
会計管理者兼事務局長兼管理課長兼会計室長	小口 正一
病院長	宮澤 保春
消防長	車 和則
消防次長兼予防消防課長	川俣 寿行
病院事務長兼医事課長	鈴木 高広
総務課長	谷田 克彦
病院総務課長	岡 誠
保健衛生センター所長兼施設整備室長	熊田 則昭
消防本部総務課長	加藤 勇

◎職務のため出席した者の職氏名

書記長（兼）	小口 正一
議事係長	両方 博幸
書記	中村 浩子
書記	齋藤 晋太郎

○議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙 (臨時議長提出)

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長選挙 (議長提出)

追加日程第5 (議案第1号) 南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について (組合長提出)

追加日程第6 (議案第2号) 財産の取得について (組合長提出)

追加日程第7 (議案第3号) 南那須地区広域行政事務組合監査委員(議会選出)の選任同意について (組合長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○臨時議長（中山五男） ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

開議に先立ちまして、去る4月29日、ご逝去されました故阿久津武之前議員に謹んで哀悼の意を表し、1分間の黙禱をささげたいと思います。

それでは、皆様、ご起立の上、ご協力をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

○臨時議長（中山五男） 黙禱、終わります。

では、ご着席ください。

本日の会議を開きます。

ここで、議会の開会にあたり、川俣組合長のご挨拶を求めます。

川俣組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） おはようございます。

令和4年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を招集にあたりましたところ、議員各位のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

開会にあたり、ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、那珂川町の町議会選挙、また、那須烏山市の市議会選挙におきまして、多くの有権者の支援を得られ、見事に当選されたこと、改めまして敬意を表します。おめでとうございます。また、先ほど黙禱をさせていただきましたが、阿久津元議員のご逝去、本当にご冥福をお祈りしたいと思っております。

さて、新型コロナウイルスの感染症拡大におきまして、いまだに終息が見えません。長期にわたり住民生活や経済活動に影響を及ぼしておりますが、そのような中で、当組合においても感染予防に十分配慮しながら、業務を進めていきたいと思っております。

那須烏山市のことになってしまいますが、今回、ワクチンの保管の冷凍庫の電源が外れているという大きな事故を起こしまして、多大なる迷惑をおかけしましたことをここに改めておわびをしたいと思います。申し訳ありませんでした。近隣の那珂川町、そしていろいろなところから補助をいただきまして、運営は順調に進めるように図っておりますので、ご心配をかけないように進めていきたいと思っています。

また、広域では、消防、ごみ処理、し尿処理、斎場、病院といった住民にとって欠くことのできない行政サービスの共同処理を行っています。建設後、相応の年数が経過しておる施設も多く、ごみ処理、し尿処理施設の整備、病院の大規模改修など、各施設の老朽化対策が喫緊の課題となっておりますので、議員各位におかれましても、当組合の業務に対し、果敢なる意見をいただき、改善をし、市民、そして町民、そして広域の皆さんが安心・安全と確認をしながら生活できるように進めていきたいと思います。

また、本日の臨時会の提案は、条例改正案1件、財産の取得1件、人事案件1件、合わせて3件でございます。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

○臨時議長（中山五男） 以上で川俣組合長の挨拶が終わりました。

本日の議事日程につきましては、事前配付のとおりであります。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（中山五男） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席につきましては、ただいま着席しております議席を仮議席と指定いたします。

◎日程第2 議長の選挙

○臨時議長（中山五男） 日程第2、議長の選挙を行います。

議長の選挙につきましては、投票もしくは指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定をいたしました。

それでは、議長に鈴木繁議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました鈴木繁議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（中山五男） 異議なしと認めます。よって、ただいま臨時議長において指名をいたしました鈴木繁議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鈴木繁議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました鈴木繁議員の議長就任のご挨拶をお願いしたいと思います。鈴木議員、よろしくお願いします。

〔 鈴木繁議員 登壇 〕

○議長（鈴木繁） 改めまして、皆さん、おはようございます。

就任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先ほど議員各位のご推挙により、南那須地区広域行政事務組合議会の議長の要職に就くことになりました那珂川町議会議員の鈴木繁でございます。

南那須地区広域行政事務組合は今、保健衛生センターの問題、そして、那須南病院の大規

模改修等の問題等々、重要な課題が山積しております。今後も議長として責任の重さを十分に認識をいたしまして、那須烏山市、那珂川町の発展と、両市町民の生活安全の向上のために、さらなる努力を重ねていく所存でございます。

皆様のご支援とご協力を賜りますよう深くお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○臨時議長（中山五男） それでは、議長が決定いたしましたので、臨時議長の職務は終了いたしました。議長職を交代いたします。ご協力、大変ありがとうございました。

ここで暫時休憩をいたします。

【休憩】（午前10時09分）

【再開】（午前10時11分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

これより、ただいま配付いたしました議事日程を追加して議事を進めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、日程を追加して議事を進めることに決定いたします。

◎追加日程第1 議席の指定

○議長（鈴木繁） 追加日程第1、議席の指定を行います。

ここで暫時休憩いたします。

【休憩】（午前10時12分）

【再開】（午前10時13分）

○議長（鈴木繁） 再開いたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定することになっております。

議席については、現在着席している議席のとおり指定いたします。

◎追加日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木繁） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。

会議録署名議員に、1番、川上要一議員、2番、渋井由放議員の2名を指名いたします。

◎追加日程第3 会期の決定

○議長（鈴木繁） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎追加日程第4 副議長の選挙

○議長（鈴木繁） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

副議長の選挙につきましては、投票もしくは指名推選のいずれかの方法がありますが、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙は指名推選によることと決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

それでは、副議長に平塚英教議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました平塚英教議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました平塚英教議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました平塚英教議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました平塚英教議員の副議長就任のご挨拶をお願いいたします。登壇、お願いいたします。

〔 平塚英教議員 登壇 〕

○副議長（平塚英教） ただいま、広域行政事務組合議会の議員の皆様のご推挙によりまして、副議長に選出いただきました平塚英教でございます。

先ほど議長から、今の広域行政の大きな課題があるというようなお話がございました。それを地域の皆さんの負託に応じて、それをしっかりと進めていきたいということで、議長を補佐して、円満な議会運営に努めたいと思いますので、皆様のご指導、ご鞭撻、よろしく

お願いいたします。ありがとうございました。

◎追加日程第5（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（鈴木繁） 追加日程第5（議案第1号）南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 議案第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須南病院において、採用が困難で配置人数に不足が生じている薬剤師の確保を図るため、新たに薬剤師に対し初任給調整手当を支給すること、及び令和3年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員と同様に本組合職員の期末手当を、一般職員については0.15月分、再任用職員については0.10月分引き下げることに係る所要の改正を行うものであります。

議案書の1ページをご覧ください。

第7条第1項は、初任給調整手当について定めたものでありますが、構成を号立てに改め、1号に従来からの医師に係る事項を規定し、2号に薬剤師に係る事項を追加、手当の月額上限を5万800円と定めるものであります。

第21条第2項は、一般職員に係る期末手当の1回あたりの支給率について定めたものですが、0.15月分の引下げを6月と12月にそれぞれ0.075月分減額するものであります。

2ページに続きます。

第3項は、再任用職員に係る期末手当の1回あたりの支給率について定めたものですが、0.10月分の引下げを6月と12月にそれぞれ0.05月分減額するものであります。

改正附則第1項は、施行期日について、公布の日からとし、第7条の改正のみ、令和5年4月1日から施行することと定めるものであります。

改正附則第2項は、令和3年度の期末手当について、既に支給済みであることから、引下

げ額に相当する額を令和4年6月に支給される期末手当により、一括して調整することを定めるものであります。

改正附則第3項は、組合長への委任について定めるものであります。

改正附則第4項は、本条例第21条の期末手当の支給月数に係る改正に関連して、南那須地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を改正するもので、一般職員に準じ、0.15月分を減額、調整することと定め、また、あわせて文言の整理を行うものであります。

以上、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださりますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 病院の薬剤師の初任給調整手当を支給するための改正というのが1点でございます。これについては、月いくらというようなことになっているのか、その説明をお願いいたします。

さらに、期末手当関係でございますが、一般職については支給率の0.15か月、再任用職員については0.1か月分引き下げということでございますが、職員全体ではいくらの引下げになるのか、その2点についてご回答をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 答弁をお願いします。病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） では、事務長のほうから、初任給調整手当の月額金額についてご説明いたします。

まず、1年目でございますが、1年目から2年目につきましては5万800円の支給を予定しております。資料にもついてございますが、35年間支給するにあたりまして、右肩に傾斜が下がっていくような給与モデルとなっております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） では、私のほうから、期末手当に関する部分でお答えをしたいと思います。全体でどれくらいの引下げになるかという質問でありますけれども、まだ詳細な個別の積算はしておりませんので、概算ということでご了解いただきたいと思います。けれども、予算ベースで計算いたしまして、令和4年度分でおよそ1,300万円程度の引下げになるかと思われます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 追加でご説明させていただきます。

資料の7分の7ページをご覧ください。別表第6条関係、こちらのほうで金額の一覧をお示ししてございます。

以上です。

○議長（鈴木繁） よろしいですか。

○10番（平塚英教） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 2点、お伺いをいたします。今回の案件、給与関係なんですが、まず、薬剤師の初任給調整手当を追加するという事なんですね。那須南病院の場合は4名配置が基準である。ところが、2.5人となって欠員状況が続いているということなんですが、今回の追加によって、いつまでに補充できる見込みなのかということです。その見込みについてお伺いします。

もう一点、職員の期末勤勉手当の引下げなんですが、今回のこの条例改正は、那須烏山市、那珂川町とも同じような、それに倣った改正、引下げのような状況になっているのか、この件についてお伺いします。

以上2点です。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） では、今、薬剤師の配置について、4名配置、現在2.5人の配置でございますが、いつまでに補完できるのかということについてのご説明をさせていただきます。

こちらの初任給調整手当の支給の適用日でございますが、令和5年4月1日を予定しております。現状、薬剤師については随時募集しているところでございますが、募集については応募がない状況でございます。

今後、大学等、それからホームページを活用しまして、こちらの初任給調整手当の支給が令和5年4月から開始されるということを周知していきまして、できる限り、薬剤師の不足、欠員になっている状況を改善していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 総務課長。

○総務課長（谷田克彦） では、期末手当に関する質問にお答えいたします。

市・町においても同様の内容で改正されているのかということでもありますけれども、議員ご指摘のとおり、市・町において同様の内容で議決されているという状況であります。組合においてもそれに倣って、今回改正を行うということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木繁） 5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 了解をいたしました。薬剤師については非常に困難かもしれませんが、さらに努力をされるようお願いをいたします。

以上です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先ほど中山議員のほうからも質問があったので、関連しての質問なんですけれども、現在、4名配置のところ2.5人の配置となっていて、その期間というのは、この2.5人になってからどれくらい今たっているのかということをもっと教えていただ

きたいのと、今、鈴木事務長さんからもちょっと言及があったんですけども、求人方法というのはどういうものを取られているのか、そちらを確認させてください。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） では、まず先に欠員の状況について詳しく説明させていただきます。欠員につきましては、薬局長の者が退職をしてから2年になります。それから、もう一名なんですけど、昨年の夏に正職員の者が半日勤務、午前中勤務になったということで、2.5人になっております。

それから、求人方法についてでございますが、まず、市・町の広報紙に掲載する、それからハローワークに掲載を予定しております。それから、大学の就職課のほうに薬剤科の者と一緒に行く予定をしております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） おおむね理解したんですが、これは費用がかかることになると思うので、またいろいろ議論が必要かもしれないんですけども、医療系の求人とか、そういったものには特別、出稿はされていないという確認でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木繁） 病院事務長。

○病院事務長兼医事課長（鈴木高広） 今、荒井議員からご指摘がありましたように、医療系の就職広告については掲載を予定しておりませんが、今後、効果的なものと考えておりますので、そちらも検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ありがとうございます。那須烏山市にある病院で働いていただくということは、その人にとってどういうメリットがあるのか、給与的な面でメリットがあるのか、待遇がいいとか、いろいろなことがあると思うんですけども、そういったことで、ぜ

ひ働きたいと思っただけのような職場環境をつくっていただいて、求人をしていただければよいかなと思います。ありがとうございます。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、本案に反対者の発言を許します。

10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 議案第1号、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、提案理由の中にあつた薬剤師の初任給調整手当の改正については賛成いたします。なお、人員募集については最大限の努力をお願いいたします。

しかしながら、この給与に関する条例の改正の中には、令和3年8月の人事院勧告に基づく国家公務員の特別給与が引き下げられたことに鑑みて、南那須地区広域行政事務組合職員期末手当支給率0.15か月、同再任用職員の0.1か月を引き下げるための改正でございます。

岸田総理は、介護、保育、看護などの労働者の賃金に影響を及ぼす公的価格の抜本的見直しを、上げを求める方向で指示をし、その一方で、幅広い労働者の賃金に影響を与える公務員の賃下げを進める方向を示しました。自治体が保育士などの賃上げに消極的なのは、2022年度の地方財政計画の給与関係経費について、マイナス人勸を反映して2,709億円も削減し、総務省からは、地方公務員給与を人事院に基づき引き下げるよう通知まで出しているとのことであります。一方で、賃上げを要求しながら、他方で賃下げを要求する、これはまさに支離滅裂な内容でございます。

公的価格の抜本的見直しといいながら、賃金に関わる最大の公的価格が人事院勧告に基づく公務員給与改定、そういう中で、この人事院による影響は800万人近くの公務員労働者に及びます。マイナス人勸に基づく公務員の賃下げは撤回すべきであります。民間の給与の賃上げを求め、そして、公務員の賃上げを行うことで、経済の好循環こそ今果たすべき役割ではないでしょうか。特に公務員は、コロナ対策の下で大変な思いをされているわけであ

ります。そういう仕事の状況に鑑み、また、今、大変な物価高騰の中で苦しんでおられます。
昨年の人勸に基づくこの期末手当カットというのは、私は同意できないということを申し添えまして、反対討論といたします。

○議長（鈴木繁） 次に本案に賛成者の発言を許します。
ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） これで討論を終わります。
これより採決いたします。反対討論がありましたので、起立により採決をいたします。
議案第1号、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木繁） 起立多数と認めます。よって、議案第1号、南那須地区広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第6（議案第2号）財産の取得について

○議長（鈴木繁） 追加日程第6（議案第2号）財産の取得についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
組合長。

〔 組合長 川俣純子 登壇 〕

○組合長（川俣純子） 議案第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
本案は、那須烏山消防署配備の高規格救急自動車の更新に伴う財産の取得についてであります。
取得する財産は、高規格救急自動車1台を購入し、配備するものであります。

取得の方法は、条件付き一般競争入札により、4月26日に入札を執行しました。

その結果は、栃木トヨタ自動車株式会社が落札し、契約金額は3,340万6,060円です。

納期は令和5年1月31日といたしました。

以上、財産の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

詳細につきましては、予防消防課長から説明させていただきますので、何とぞ慎重審議の上、可決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防次長兼予防消防課長（川俣寿行） それでは、詳細にあたって説明させていただきます。

今回更新する救急車は、平成23年度に旧烏山消防署に導入した高規格救急自動車であり、現在は那須烏山消防署において運用しているものであります。

購入後11年を経過し、走行距離は現在16万5,000キロであります。更新時期には17万キロに達するものと見られます。出動件数は約6,000件を超え、エンジンの稼働時間は約1万200時間を超えるものであります。車両の老朽化とともに、積載している救急資器材の老朽化や交換部品の調達が難しく、修繕が困難な場合もあることから、資器材も含めて更新をするものであります。

更新後は、この車両は予備車として運用いたします。

なお、平成18年度に購入し、16年を経過しております現在の予備車は廃車するものであります。

今回購入する救急車は、現在、当本部で運用するトヨタ製の救急車と同機種のものであり、4輪駆動、排気量2700cc、ガソリンエンジン、オートマチック車であります。

積載する資器材についても、モデルが新しいものに変更になった以外はほぼ同一でありまして、AEDをはじめ、心電図をモニターする患者監視装置、人工呼吸器、気管挿管などの気道確保用器材、点滴などの器材を装備しております。

また、今回の資器材の中で新たに加えたものは、自動式心臓マッサージ器を積載したほか、ウイルス感染対策として、運転室と患者室の間に遮蔽板を装備して、運転手は感染対策用の重装備をしなくても運転が可能となるようにいたしました。

ただいまご説明いたしました救急車の更新及び救命処置用資器材の整備は、近年の救急

業務の高度化、救急救命士の処置拡大を踏まえての更新整備であり、今後もさらに救急隊員及び救急救命士の教育訓練の充実を図りまして、地域住民の救急・救護に対応できるよう、より一層努めてまいりたいと存じます。

以上で説明を終わります。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 何点か質問させていただきたいんですけども、平成23年度に導入してとか、平成18年に導入したものは廃車とかって説明が幾つかあったんですけども、まず、高規格救急自動車というのは、今何台あるものなのか、そして、何台なければならぬものなのかというのをまず教えていただきたいのと、あとは、耐用年数に関して、キロ数とか、出動件数とか、エンジンの起動回数とか時間を説明していただいたんですけども、こういったものの耐用年数というものはどのように考えているのかというのが2つ目。

今度は新たに自動式心臓マッサージ器と、運転室と患者室との遮蔽板が設けられるということなんですけれども、新たに設けられた仕様に対して、運用規定みたいなのがあったら。例えば運転手は運転したら外に出ないみたいな。外に出て、現場において患者さんと接するような機会があれば、その遮蔽板というものは意味をなさぬものなのかと私は考えるので、そういったものに関して新たに内規みたいなものとか、何かルールを設けたりするのかどうかということを確認させてください。お願いします。

○議長（鈴木繁） 予防消防課長。

○消防次長兼予防消防課長（川俣寿行） ご説明いたします。

現在、当消防本部にある高規格救急車は、那須烏山消防署が常用で2台、那珂川消防署が常用で2台、それと、故障とか車検の対応をするために、予備車を1台所有しております。

耐用年数は、近年の状況を見ますと、大体、今回購入するような方針にはなっておりますが、規定は持っておりません。ちなみに、他の本部を見ますと、大体12、13万キロで更新、早いものと、8年から9年で更新という消防本部もございますので、一概には言えないと思いますが、うちのほうの財政事情もございますので、現在のところ、このような計画になっております。

2点目の質問ですが、遮蔽板の話が出ていましたが、救急隊の運用規定はございます。ただ、今回のコロナ対策によって、救急隊3名で出動しますが、3名で傷病者にあたらないと間に合わないですので、コロナ関連に対しても3名で対応はいたします。ただ、運転手、機関員、我々は機関員と呼んでいるんですが、機関員がボンベとかマスクはしていますけれども、いろいろな装備をしていると、運転に支障が出てきますので、そういったものを一旦外して運転するという事で、患者室との境を作るということで、遮蔽板を設けさせていただきました。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 人数のこともあって、3名で対応しなきゃならないということで、運転するときは防具を外したりとか、そういうふうにするということは、基本的にクリーンな状態は保てないということで、単純に私の印象からすると、遮蔽板はあって、そういう仕様があって、厳密に改造しようと思えばできるけれども、新たな仕様に対してはそこまで重要視していないというような印象なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（鈴木繁） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 予防消防課長がお答えしたところにちょっと語弊があったと思いますが、活動というのは資材の準備その他でございまして、患者に実際に取りつくのは2名でございます。それから、車内収容をしてドアを閉める、開けるという操作はしますけれども、それ以外のことは機関員はしないで、運転に専念するという形になります。

以上でございます。

○議長（鈴木繁） 4番、荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 現場ではいろいろ予測できないこととかもあつたりすると思うので、厳密な運用というのは、基本、それが求められるとは思いますが、なかなか難しいところだと思いますので、隊員さんへのご指導とか、隊員さんを守るためにもなると思っていますので、ぜひよく考えてやっていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木繁） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

11番、沼田邦彦議員。

○11番（沼田邦彦） お伺いたします。落札率と、予定価格と最低制限価格があったならば、お示しをいただきたいと思います。

○議長（鈴木繁） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 沼田議員のご質問ですが、落札率は97.1%となります。

○11番（沼田邦彦） 予定価格と最低制限価格も。

○消防本部総務課長（加藤勇） 失礼しました。予定価格、入札書比較価格が3,112万8,754円でございます。契約には諸費用等も含まれますので、それよりも高い金額となっております。

以上です。

○11番（沼田邦彦） 最低はないんですか。

○消防本部総務課長（加藤勇） 失礼しました。最低制限価格は設けておりません。

○11番（沼田邦彦） 了解しました。

○議長（鈴木繁） 10番、平塚英教議員。

○10番（平塚英教） 先ほど説明があったかと思うんですが、納車はいつなんですか。

○議長（鈴木繁） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 予定としましては、令和5年1月31日と設定しておりますが、それよりも若干早めに入るかと思えます。ただ、起債等の関係がありますので、その直前ぐらいの納車になるかと思っております。現状、半導体需要の関連で自動車等の生産が遅れておりますが、去年ですと、約5か月程度で納車できるというような話も伺っておりますので、間に合うかなと思っております。以上でございます。

○10番（平塚英教） すみませんでした。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。
2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 予定価格はどのような方法で決めたのか、その内容についてお示しいただければと思います。

○議長（鈴木繁） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 渋井議員のご質問ですが、予定価格を決定するには、高規格救急車の納車が可能なのか、トヨタ自動車さんと日産自動車さんの2社のものが主になるんですが、どちらも仮の見積書をいただいております。そして、その内容そのままではなくて、その価格を参考にしながら設定をしております。
以上でございます。

○議長（鈴木繁） 2番、渋井由放議員。

○2番（渋井由放） 簡単に言うと、2社しかなくて、見積りを取って、その見積りを検証して、どういう理屈か知らないけれども、設計して予定価格を決めた、個人的にはよく理解ができないんですが、そういう手続を取ったというのは理解をしますけれども、それしか参加できないもので予定価格をつくって入札をかけるという手順が果たしてどうなのかなというふうに思います。後で調べて、またその辺はいろいろ勉強させてもらいたいと思います。

○議長（鈴木繁） 答弁はよろしいですか。

○2番（渋井由放） はい。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

9番、大金清議員。

○9番（大金清） 1点だけ、条件付き一般競争入札の条件についてご説明をお願いいたします。

○議長（鈴木繁） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 大金議員の質問にお答えいたしたいと思います。条件にありましては、通常想定し得る危険回避の項目に加え、県内に本社または支社を設けて、当該車両の納入またはアフターサービスに対応できるという業者を条件としております。
以上です。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

5番、中山五男議員。

○5番（中山五男） 本案に反対するものではありませんが、この際、参考のために1点お伺いをしたいと思います。今回購入します高規格救急自動車の仕様を見ますと、患者輸送中、高度な医療行為が可能なんですね。心電図を取ったり、人工呼吸をしたり、心臓マッサージなどなど、医療行為ができるわけなんですけど、そこでお伺いしたいのは、患者の輸送中、このような医療行為を行う例というのはどのぐらいあるんでしょうか。およその率で、どのぐらいこうした行為を輸送中にやっているのか、感じでも何でもいいですよ、もし数字がなかったら。お伺いします。

○議長（鈴木繁） 消防総務課長。

○消防本部総務課長（加藤勇） 中山議員のご質問にお答えします。救命士が行う医療行為というのは救急救命処置と申しまして、多岐にわたります。人工呼吸であるとか、心臓マッサージであるとかも含まれます。その中で、特定医療行為というものがございまして、医

師の具体的な指示を必要とするものがあります。これだけ見ても、年間に60件、プラス救急救命処置とかを含めると、その数倍はあるというような感じで、具体的な数字は示せないのですみませんが、そのぐらい数があると想像します。

○5番（中山五男） 了解しました。

○議長（鈴木繁） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決をいたします。議案第2号、財産の取得については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第2号、財産の取得については、原案のとおり可決いたしました。

◎追加日程第7（議案第3号）南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の
選任同意について

○議長（鈴木繁） 追加日程第7（議案3号）南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、9番、大金清議員の退席を求めます。

[大金清議員 退席]

○議長（鈴木繁） それでは、議事係長に議案を朗読させます。

○議事係長（両方博幸） それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第3号

南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意について

下記の者を南那須地区広域行政事務組合監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求める。

令和4年5月24日提出

南那須地区広域行政事務組合長 川俣純子

記

- | | |
|--------|--------------------|
| 1 氏名 | 大金清 |
| 2 生年月日 | 昭和30年2月17日 |
| 3 住所 | 栃木県那須郡那珂川町馬頭1444番地 |

以上です。

○議長（鈴木繁） 議案の朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

組合長。

[組合長 川俣純子 登壇]

○組合長（川俣純子） 議案第3号、南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）

の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、組合議会議員改選後の初議会にあたり、新たにお問い合わせする監査委員として、那珂川町から組合議員に選出されました大金清氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めます。

大金氏は、人格高潔の上、財務管理、経営管理など行政運営に関して優れた識見を有しておりますことから、最適任者として監査委員をお願いいたします。

何とぞ慎重審議を賜りまして、ご同意をくださりますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（鈴木繁） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。議案第3号、南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鈴木繁） 異議なしと認めます。よって、議案第3号、南那須地区広域行政事務組合監査委員（議会選出）の選任同意については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、9番、大金清議員の復席を求めます。

〔 大金清議員 復席 〕

○議長（鈴木繁） 大金清議員に申し上げます。議案第3号は原案のとおり同意されました。

ここで、監査委員に選任された9番、大金清議員の監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。登壇願います。

[大金清議員 登壇]

○9番（大金清） こんにちは。議員各位の皆様からご推挙をいただきまして、監査委員という大役を仰せつかりました那珂川町町議会議員の大金清と申します。しっかりと監査をしてまいります。皆様のご協力をいただき、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木繁） これをもちまして、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、開催されました第2回臨時会は、組合議会議員選出後の初議会でありまして、正副議長の選挙のほか、組合長から提出された3議案につきましても慎重にご審議いただき可決され、ここに全ての日程を終了することができました。

これもひとえに皆様のご協力によるものでありまして、深く感謝を申し上げます。

私も新議長として、さらに円滑な議会運営と南那須地域の振興発展のため、努力してまいりますと考えておりますので、今後とも格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

それでは、本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、令和4年第2回南那須地区広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

[午前11時02分閉会]